

(根本の行動の遅延原因との関連で)

当時、妊娠何ヶ月であったか？

出産～育ち方について、3.24に生まれた子と

との関連で、どのように提起～応答しているか？

鈴木証言で展開しうるテーマ(序)

刑事公判を媒介して基本的事項のみ

一、証人の更正 — 大学卒業後の住居・職業の変化等。

現在の生活形態)とくに根本被告人や子どもとの関係)

二、本件公訴事実の場所(昭和三十二年三月二十四日、大阪

高裁法廷内外)に存在したか？ それに及ぶ事実は？

三月二〇日に札幌から東京高裁への出廷を経て前記の場所に存在し、多くのことを目撃す。

三、大阪高裁法廷で審理された事件(京大教養部A367号

室)についての国からの明渡請求)にどのようなにかかっている

いたか？ — 前記の部屋に居住しつづけており、国

から被告として指定された者の一人であった。根本被告人とも

四、当日の審理を予定は？ — 被告の一人である松下につ

いての女の判決。(前述後、延期されたことを尚後に知った。)

と別回(二月一日)に生じた更正との関連

根本の行動の遅延原因との関連で、法廷内外の経過の詳

五、法廷で何か印象的な事件が生じたか？

— 酒パツクの飛翔、松下へ殺到する警備員、その渦に交

差する根本への警備員による暴行、証人を含む公判参

加者への警備員による暴行(そのほか具体的に)

六、この後、法廷の外での更正は？ — 受傷している根本が

証人控室のしすにすわって苦痛をこうしているのをそば

でみていた。午後二時ころ警備員が数人で根本を引き

ずり出して連行した。根本は全く抵抗していない。

七、印象的なことばをきいているか？ — 警備員の一人が

「けったな、し」とい、根本は「けったません。」

八、けつていな、なぜ根本が連行(のちに逮捕と判明)

されたか、証人の更正から推測しうるか？ — 詳述。

九、根本被告人の起訴(公判による証人の生活への影響)は？

十、証言するまでの心境の変化を言及して、他にのべておきたいことは？

(四月一九日、五月一二日に尾崎・京都・城崎で討論したこととの関連)

五月一七日